

4. 選択科目（ファミリー・サポート・センター）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①ファミリー・サポート・センターの概要	講義	60分	①ファミリー・サポート・センターとは ②ファミリー・サポート・センターの意義 ③ファミリー・サポート・センターの特徴	①地域における相互援助活動としてのファミリー・サポート・センターの活動の内容や意義について理解する。
②ファミリー・サポート・センターの援助内容	講義・演習	120分	①ファミリー・サポート・センターの援助活動における基本姿勢 ②援助活動の流れ ③活動を行う上での配慮事項 ④発達に応じた保育内容・生活援助	①保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。 ②援助活動の流れについて理解する。 ③年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。
③ファミリー・サポート・センターにおける保護者（依頼会員）への対応	講義・演習	90分	①保護者（依頼会員）との関わりと対応 ②保護者（依頼会員）への対応の基本 ③保護者（依頼会員）への対応～事例を通して考える～	①保護者（依頼会員）と保育者（提供会員）が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者（依頼会員）の子育てを支援する役割の意義について理解する。また、このために必要な知識と技術について理解する。 ②保護者（依頼会員）との対応において、保護者（依頼会員）との信頼関係づくりや保護者（依頼会員）への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。
④援助活動の実際	講義・演習	120分	①実際の活動について学ぶ 活動経験者に援助活動の実際を聞く 活動に関する疑問・不安等についての質疑応答	①先輩保育者（提供会員）から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。 ②援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になるこ

				とについて理解する機会とする。
--	--	--	--	-----------------

(別表 2-2) 子育て支援員専門研修 (地域子育て支援コース)

1. 利用者支援事業 (基本型)

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 事前学習				
①地域資源の把握	演習	480分(8時間相当)	①地域資源の把握 ②受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施	①事前に周りにある地域資源について、意識することにより、実際の研修(特に演習)の際に、イメージを持たせることで、より実践的な研修となることを目指す。
2. 講義・演習 (8時間)				
②利用者支援事業の概要	講義	60分	①事業成立の背景と目的 ②事業の内容 ③当該地域における実施状況	①利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。
③地域資源の概要	講義	60分	①社会資源とは ②地域における社会資源の把握と連携	①ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、社会資源の概要と地域にある社会資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。
④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	講義	90分	①利用者支援専門員の役割 ②支援における基本原則～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～ ③特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項 ④個人情報と守秘義務	①支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。 ②特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。 ③守秘義務と情報共有の重要性について理解する。
⑤記録の取扱い	講義・演習	60分	①記録の目的 ②記録の種類、項目、記述の方法 ③記録の管理	①事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法(管理方法含む)や重要性について、理解する。
⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップ	演習	90分	①ジェノグラムとエコマップの書き方 ②事例に基づくジェ	①ジェノグラムとエコマップの書き方を学び、家族関係やその家族と社会資源の関

プを活用した アセスメント ～			ノグラムとエコマ ップの作成と支援 方法の検討	係について適切に把握でき るよう、事例を踏まえて実 践する。
⑦事例分析Ⅱ ～社会資源の 活用とコーデ ィネーション ～	演習	90分	①事例による地域に おける社会資源の 活用と連携の検討	①利用者のニーズに応じた資 源の選定と紹介、仲介まで を学ぶ。 ②地域の社会資源のメリッ ト・デメリットを理解し、 他機関と連携した支援につ いて具体的方法を検討す る。
⑧まとめ	講義	30分	①利用者支援事業で 求められる姿勢に ついての再確認	①履修した内容と今後の課題 認識を確認し、利用者支援 専門員としての役割や心構 えを再確認する。
3. 見学実習 (8時間)				
⑨地域資源の見 学	実習	480 分(8 時間)	①地域資源の実際を 見学により学ぶと ともに、担当者との 面識をもつ	①実際の現場を体験し、業務 の円滑な実施につなげる。

2. 利用者支援事業（特定型）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①利用者支援事業の概要	講義	60分	①事業成立の背景と目的・事業内容 ②当該地域における実施状況	①利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。
②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	講義	60分	①利用者支援専門員の役割 ②支援における基本原則～受容と自己決定の尊重信頼関係の構築～ ③特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項 ④個人情報と守秘義務	①支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。 ②特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。 ③守秘義務と情報共有の重要性について理解する。
③保育資源の概要	講義・演習	90分	①保育制度の概要 ②保育資源の種類と内容 ③ニーズに応じた保育資源・サービスの提供の方法	①ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、保育制度の概要と地域にある保育資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。
④記録の取扱い	講義・演習	60分	①記録の目的 ②記録の種類、項目 ③記録の書き方 ④記録の管理	①事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。
⑤まとめ	講義	60分	①振り返りとグループ討議	①履修した内容の総括と今後の課題認識を確認する。

3. 地域子育て支援拠点事業

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①地域子育て支援拠点事業の全体像の理解	講義	60分	①地域子育て支援拠点事業の制度上の位置づけと成り立ち ②地域子育て支援拠点に求められる機能 ③地域子育て支援拠点における支援者の役割	①関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯を理解する。 ②基本4事業の内容、予防型支援の必要性について理解する。 ③支援者の役割について理解する。
②利用者の理解	演習	60分	①利用者の理解を深める演習	①利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解する。
③地域子育て支援拠点の活動	講義	60分	①子どもの発達を意識した環境づくり ②子どもの発達を促す環境づくりの工夫 ③利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）	①発達の基本、子どもの遊び、他者との関わりについて理解する。 ②具体的な環境づくりについて理解する。 ③利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）の実際について理解する。
④講習等の企画づくり	演習	60分	①具体的な講習等やプログラムづくり	①利用者に共通するニーズから、講習等（プログラム）を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援の在り方を検討する。
⑤事例検討	演習	60分	①事例に基づく検討	①実際の事例を基に、具体的な対応方法について理解する。
⑥地域資源の連携づくりと促進	講義	60分	①多様な地域資源の理解、連携づくりの促進	①情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。

(別表 2-3) 子育て支援員専門研修 (放課後児童コース)

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の理解				
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	講義	90分	①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の目的 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容	①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の目的を理解する。 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ③放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	講義	90分	①放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識 ②放課後児童クラブの社会的責任 ③利用者への虐待等の禁止と予防 ④放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携	①放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。 ②放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。 ③放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。
2. 子どもを理解するための基礎知識				
③子どもの発達理解と児童期 (6歳～12歳) の生活と発達	講義	90分	①子どもの発達理解の基礎 ②発達面からみた児童期 (6歳～12歳) の一般的特徴 ③子どもの遊びや生活と発達	①子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。 ②発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。 ③児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援				
④子どもの生活と遊びの理解と支援	講義	90分	①放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ②子どもの遊びと発達	①放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。 ②子どもの生活における遊びの大切さを理解する。 ③子どもの自主性、創造性を

			③子どもの遊びと仲間関係及び環境 ④子どもの遊びと大人の関わり	大切に遊ぶへの関わり方を理解する。
4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応				
⑤子どもの生活面における対応等	講義	90分	①子どもの健康管理及び情緒の安定 ②子どもの健康管理に関する保護者との連絡 ③衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 ④子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容	①子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。 ②子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。 ③食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。 ④安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。
5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能				
⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	講義	90分	①放課後児童クラブの仕事内容 ②放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 ③放課後児童クラブにおける職員集団 ④運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)	①放課後児童クラブの仕事内容を理解する。 ②放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。 ③人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。

(別表 2-4) 子育て支援員専門研修 (社会的養護コース)

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 社会的養護の理念				
①社会的養護の理解	講義	60分	①社会的養護とは ②子ども家庭福祉、社会的養護の理念 ③社会的養護体系について ④社会的養護の課題と将来像 ⑤社会的養護と自立支援	①社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。 ②社会的養護の基本理念を理解する。 ③社会的養護の体系を理解する。 ④社会的養護の課題と将来像を理解する。 ⑤社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。
②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理	講義	60分	①子どもの最善の利益 ②子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み ③被措置児童等虐待の防止 ④養育者・支援者の資質、メンタルヘルス	①「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、「子どもの最善の利益」について理解する。 ②子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。 ③被措置児童等虐待及び防止に向けた取り組みについて理解する。 ④養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。
2. 対象者の理解				
③社会的養護を必要とする子どもの理解	講義・演習	90分	①発達段階ごとの理解 ②発達支援を必要とする子どもの理解 ③虐待が子どもに及ぼす影響 ④保護者からの分離	①子どもの発達段階について理解する。 ②発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。 ③虐待 (家庭における配偶者等からの暴力 (DV) を含む) が子ども・家族に及ぼす影

			<p>を体験した子どもの理解</p> <p>⑤支援者からの二次被害</p>	<p>響について理解する。</p> <p>④保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害について理解する。</p> <p>⑤支援者からの二次被害について理解する。</p>
④家族との連携	講義	60分	<p>①家族との連携の意義</p> <p>②支援を必要とする保護者との連携</p> <p>③家族再構築支援の実際</p>	<p>①子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。</p> <p>②保護者の抱える困難（障害・傷病、DV、貧困等）を理解する。</p> <p>③家族再構築支援の実際を理解する。</p>
⑤地域との連携	講義	60分	<p>①関係機関の理解</p> <p>②地域との連携の意義</p> <p>③より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について</p>	<p>①子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。</p> <p>②地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。</p> <p>③より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。</p>
3. 支援技術				
⑥社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際	講義・演習	90分	<p>①「遊び」の意義</p> <p>②年齢に応じた遊びの内容</p> <p>③配慮すべきこと</p>	<p>①社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解し、乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。</p> <p>②年齢に応じた「遊び」について理解する。</p> <p>③「遊び」を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する。</p>
⑦支援技術	演習	60分	<p>①子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル</p> <p>②生活における支援</p> <p>③記録（日誌を含む）の書き方</p>	<p>①対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方等について理解する。</p> <p>②生活場面での関わり方（ほめ方、しかり方等）について理解する。</p>

			④個人情報の保護	③日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。 ④個人情報の保護と情報開示について理解する。
⑧緊急時の対応	講義	60分	①子どもの発達段階における事故防止 ②緊急時の連絡・対応について ③配慮を要する対応について ④現場で起こりうる危機場面について	①事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。 ②緊急時の連絡・対応について理解する。 ③配慮を要する対応について理解する。 ④子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。
4. 演習				
⑨施設等演習	演習	120分	①社会的養護の現場の理解（画像等） ②演習	①施設の概要を理解する。（画像視聴等） ①施設職員等とのグループワーク等により実際の業務について理解する。

(別表3) フォローアップ研修(基本研修・専門研修)

対象者	経験年数2年未満の者
目的	子育て支援員研修において、習得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援を図る。
内容	業務に携わる中で生じた相談・質問を中心としたもの。
時間数等	・年2回程度 ・1回2時間程度
その他	現任研修の内容が重複する場合等には、一体的に実施する形態も可。

(別表4) 現任研修(基本研修・専門研修)

対象者	全ての従事者(経験年数問わず)
目的	各事業の従事者としての資質の向上を図るために必要となる、基礎的分野から事業の特性に応じた専門分野における必要な知識・技術を習得する。
内容	<p>[基礎的分野]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の児童福祉の概要 ・子どもの発達・遊びの理解 ・子ども・保護者対応、緊急時の対応 ・子どもの虐待 ・障害児への理解 等 <p>[専門分野]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の特性に応じた研修内容とし、基礎分野と組み合わせて実施する形態も可 ・スーパービジョンによる事例の検討 等
時間数等	各事業の特性に応じた回数・時間数を設定。
その他	フォローアップ研修の内容が重複する場合等には、一体的に実施する形態も可。

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしますので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 (1) 保育の質の向上のための研修等事業 (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (4) 多様な保育研修事業</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について</p> <p>子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年4月1日より適用することとしますので通知する。</p> <p>ついでには、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>1 事業の種類 (1) 保育の質の向上のための研修等事業 (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 (4) 多様な保育研修事業</p>
<p>雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子 巻 第 1 号</p> <p>令和2年※月※日</p>	<p>雇用均等・児童家庭局長</p> <p>子 巻 第 1 号</p> <p>平成31年3月29日</p>

資料 8

<p>(5) 放課後児童支援員等研修事業 (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業</p> <p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱 (別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添3) (4) 多様な保育研修事業 (別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱 (別添6)</p>	<p>(5) 放課後児童支援員等研修事業 (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業</p> <p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱 (別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添3) (4) 多様な保育研修事業 (別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱 (別添6) (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱 (別添7)</p>
<p>(5) 放課後児童支援員等研修事業 (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業</p> <p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱 (別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添3) (4) 多様な保育研修事業 (別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱 (別添6) (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱 (別添7)</p>	<p>(5) 放課後児童支援員等研修事業 (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業 (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業</p> <p>2 事業の実施 事業の実施に当たっては、次によること。 (1) 保育の質の向上のための研修等事業実施要綱 (別添1) (2) 保育士等キャリアアップ研修事業 (別添2) (3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱 (別添3) (4) 多様な保育研修事業 (別添4) (5) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (別添5) (6) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業実施要綱 (別添6) (7) 認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱 (別添7)</p>

別添1～別添4 (略)

別添1～別添4 (略)

<p>(6) 科目の一部免除 (略)</p> <p>(7) 既修了科目の取扱い (略)</p> <p>(8) 修了評価 (略)</p> <p>4 実施手続</p> <p>(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認</p> <p>ア 受講の申込み及び受講資格の確認 都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、受講希望者が希望する認定資格研修の実施主体である都道府県等に受講申込書を提出させるものとする。</p> <p>ただし、都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を經由させて、受講申込書を提出させることができるとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの分かる資料を添付させるなどの方法により行うこと。なお、受講者が5の(4)ア～エのいずれかに該当する者であると認められる場合、都道府県等は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討すること。</p> <p>イ 受講者本人の確認 (略)</p> <p>(2) 受講場所 (略)</p> <p>(3) 修了の認定・修了証の交付 都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第2号)を都道府県知事名、指定都市市長名又は中核市市長名で交付するものとする。</p> <p>ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。</p> <p>5 認定等事務</p> <p>(1) 認定者名簿の作成 都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。指定都市等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」を作成し、所在の都道府県に速やかに報告するものとする。報告を受けた都道府県は、上記の「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」に指定都市等から報告された「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を反映させ、指定都市等が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。</p> <p>(2) 認定者名簿の管理 (略)</p>	<p>(6) 科目の一部免除 (略)</p> <p>(7) 既修了科目の取扱い (略)</p> <p>(8) 修了評価 (略)</p> <p>4 実施手続</p> <p>(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認</p> <p>ア 受講の申込み及び受講資格の確認 都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、受講希望者が希望する認定資格研修の実施主体である都道府県等に受講申込書を提出させるものとする。</p> <p>ただし、都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を經由させて、受講申込書を提出させることができるとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。なお、受講者が5の(4)ア～エのいずれかに該当する者であると認められる場合、都道府県等は関係する市町村と協議のうえ、受講の適否を検討すること。</p> <p>イ 受講者本人の確認 (略)</p> <p>(2) 受講場所 (略)</p> <p>(3) 修了の認定・修了証の交付 都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第2号)を都道府県知事名又は指定都市市長名で交付するものとする。</p> <p>ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。</p> <p>5 認定等事務</p> <p>(1) 認定者名簿の作成 都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。指定都市等は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」を作成し、所在の都道府県に速やかに報告するものとする。報告を受けた都道府県は、上記の「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」に指定都市等から報告された「〇〇市放課後児童支援員認定者名簿」の内容を反映させ、指定都市等が「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者も含めて管理するものとする。</p> <p>(2) 認定者名簿の管理 (略)</p>
---	---

<p>(3) 修了証の再交付等 都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたことと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。また、指定都市等においては、変更内容等を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。</p> <p>(4) 認定の取消 都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。また、指定都市においては、当該者を認定者名簿から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。</p> <p>ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p> <p>6 留意事項 (1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めること。特に、指定都市等が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市等の間で研修実施について十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、地域の実情に応じた適切な対応をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 研修会参加費用 (略)</p> <p>8 費用の補助 (略)</p>	<p>(3) 修了証の再交付等 都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。また、指定都市においては、変更内容等を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。</p> <p>(4) 認定の取消 都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができるものとする。また、指定都市においては、当該者を認定者名簿から削除した場合には、その旨を所在の都道府県に速やかに報告するものとする。</p> <p>ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</p> <p>6 留意事項 (1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めること。特に、指定都市等が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市の間で研修実施について十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、地域の実情に応じた適切な対応をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 研修会参加費用 (略)</p> <p>8 費用の補助 (略)</p>
--	---

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働

省令第63号）第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了

したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

都道府県知事名又は中核市長名

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働

省令第63号）第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了

したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

都道府県知事名又は指定都市市長名

(様式第2号-②)

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏名 _____ 年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

修了年月日 _____ 年 月 日
発行年月日 _____ 年 月 日

都道府県知事名 、指定都市市長名
又は中核市長名

別紙 ～ 別添6 (略)

(様式第2号-②)

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏名 _____ 年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名又は指定都市市長名

別紙 ～ 別添6 (略)

認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱

1. 事業の目的

認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修を実施し、もつて児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）、並びに都道府県知事、指定都市市長若しくは中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

都道府県知事等は当該研修事業を適切に実施できると認めると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できるものとする。

3. 対象者

本事業の対象者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外の居宅訪問型保育事業に現に従事する者及び従事することを予定している者とする。

4. 研修の実施方法及び内容

(1) 研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、都道府県等、指定研修事業者又は委託研修事業者（以下「研修実施者」という。）が、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者の充足状況等を適宜考慮して、適切な時期・回数の実施に努めること。

(2) 講師

講師については、略歴、資格、実務経歴、学歴等に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

(3) 研修内容

居宅訪問型保育の知識及び技術等の修得を目的とし、研修の科目、区分、時間数、内容、目的については、原則、別添4の別表2のうちの1. 基礎研修、及び「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業における保育に従事する者に関する研修について（令和元年9月20日子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）の2「都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」のうち「(1) から (4) 以外の主体が実施する研修について、都道府県知事が1 (1) に定める研修と同等以上のものと認める基準等」を満たす研修とする。

※ 研修内容については、地域性、事業等の特性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

※ 受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、研修実施者は受講者に対して未履科目のみを受講させることも可能とする。

※ 都道府県等及び指定研修事業者は、上記に定める研修を修了し、認可外の居宅訪問型保育事業に従事している者を対象に、事業の特性や必要性等に応じた、フォローアップ研修や現任研修の実施に努めること。

- 5 修了証書等の交付
- (1) 修了証書の交付
- ア 都道府県知事等は、4 (3) の研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、別紙様式例1の様式により、修了証書を交付するものとする。
- イ 指定研修事業者は、研修修了者に対して、別紙様式例2の様式により、修了証書を交付するものとする。
- ウ 修了証書の交付については、当該研修修了者が受講した研修の実施主体である都道府県知事等又は指定研修事業者が交付するものとする。
- (2) 一部科目修了者の取扱い
- ア 都道府県知事等は、4 (3) の研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合には、別紙様式例3による「一部科目修了証書」を交付するものとする。
- イ 指定研修事業者は、一部科目修了者から申請があった場合には、別紙様式例4による「一部科目修了証書」を交付するものとする。
- (3) 修了証書等の効果
- (1) 及び(2)に定める各種証書（以下「修了証書等」という。）は、修了証書等を交付した都道府県等以外の全国の自治体においても効力をもつものであることとする。
- 6 研修修了者名簿等の作成・管理等
- (1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項（以下「必要記載事項」という。）を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を受けた都道府県知事等に提出するものとする。
- また、一部科目修了者について、必要記載事項を記載した名簿（以下「一部科目修了者名簿」という。）を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。
- (2) 委託研修事業者は、研修修了者について、研修修了者名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく委託元の都道府県知事等に提出するものとする。
- また、一部科目修了者について、一部科目修了者名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。
- (3) 都道府県知事等は、研修修了者について、研修修了者名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、指定研修事業者から提出された研修修了者名簿等とあわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。
- また、一部科目修了者について、一部科目修了者名簿を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。
- (4) 修了証書等の再交付等
- ア 指定研修事業者及び委託研修事業者は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿及び一部科目修了者名簿（以下「修了者名簿等」という。）に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等の再交付や更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行うとともに、指定研修事業者から報告のあった再交付等の内容について研修修了者名簿等の更新を行い、あわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。